

建 築 工 事 仕 様 書 (解体プロポ用)

I. 共通仕様

1. 工事仕様について

工事仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「**建築物解体工事共通仕様書**」により施工するものとする。
最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

2. 資材の購入及び下請負業者の選定について

- (1) 下請負業者の選定に当っては、市内業者を優先的に使用しよう努めること。
- (2) 一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

3. 成果品の電子納品について

請負者は、原則として成果品の電子納品を実施しなければならない。電子納品に当っては、『鹿沼市電子納品運用ガイドライン』を遵守すること。

4. 工事看板の設置基準について

工事看板の設置は鹿沼市財務部契約検査課 HP 更新履歴(2007 年 12 月 18 日付)を参照すること。

5. 提出書類

請負者は、工事資料の作成にあたって別紙の鹿沼市工事資料一覧表を参照すること。

II. 特記仕様

1. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※法定外の労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法(労災保法)による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行うための保険をいう

2. 現場作業期間及び施工条件について

(1) 施工にあたっては市監督員と連絡・調整を行い、安全面に十分注意した工事計画を立て、作業エリアごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。

3. 安全対策と工期について

施工にあたっては近隣及び通行人等安全面に十分注意した工事計画を立て、作業ごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。また、監督職員との工程管理協議を密にし極力工期短縮に努めること。

4. 他工事との取り合いについて